

Q

● 環境保全について〔山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例〕について
条例」に関して)
隣接する空き家・
空き地の管理が放棄



管理が放棄されている空き家

され、住環境を著しく損ねている状況を環境保全の視点から市はどのように認識し対策を講じているのか。

A 経済環境部長 市民の皆様方からの通報があつたとき

に、現地調査を実施するという形で対応しています。

Q 責任ある立場として、指導、勧告、措置命令を行えると、この条例にはうたつてある。場所によつては10年以上も放置されたままになつていています。

Q 行政代執行法があるということは御存じだと思うが、それを今後駆使していくといふ考えはあるのか。

A 経済環境部長 犬、猫、動物愛護ということが、非常に大切だと感じております。その中で、愛情が多くなり過ぎて、多頭飼育があるのかなどいう気がしております。

A 経済環境部長 まず、指導をしてございまして、市はどのように条例的には、そのように御理解していただいて結構です。

Q 本府に併設される

A 市長 しつかりと受けとめまして、ペー

う努力を、市は責務として担っているのではないかと解釈するがいかがか。

たゞ、指導書を発行し、あるいは、勧告書を管理については、その土地の所有者の方に管理していただくということがこの条例の本旨です。

「山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例」に、環境衛生の向上がうたわれているが、

犬猫の飼育などに関する現状調査と対応はどのよう実施されているのか。

8

● 環境保全について〔山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例〕では、もっと積極的に市民の皆さんとの視点に立つて、住環境を改善していくとい

う具体的に、実際にそういったセシウムの被害を受けられた方が、将来どうするかというところまで、お話を聞かせていただけて、できるだけ市としても一緒になつて、市の農業を守るという努力をしていかなければいけないと、そのように感じましたので、努力していきたいと思います。

A 経済環境部長 直接

そういう問題に対しても、市はどのように条例的には、そのように御理解していただいて結

構です。

Q 平成18年3月27日 施行の「山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例」では、

もつと積極的に市民の皆さんとの視点に立つて、住環境を改善していくとい

うことで、なかなかか応じていただけなれば、正式な指導書を発行

す。指導の中で、なかなか応じていただけなれば、正式な指導書を発行

る場所が現に存在している。そこに住んでいる人

いう場合には、勧告といふことで、重ねて、管理の適正をお願いしているます。

ただ、指導書を発行し、あるいは、勧告書を通知しただけでは進むものではないと思つてありますので、直接お会いしたうえで管理責任について説明をするよう努めています。

「山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例」に、環境衛生の向上がうたわれているが、犬猫の飼育などに関する現状調査と対応はどのように実施されているのか。

8

● 環境保全について〔山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例〕では、

がものすごく迷惑している場所が現に存在している。そこに住んでいる人

だかなければならぬとい